⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

ただし、基礎免震構造に対する取り扱いのみは次のとおりとする。この場合、その建物の建物用途、構造種別、階数及び延べ面積は問わない。

・施工経験のうち、基礎免震構造については、同じ施工経験でなくてもよい。（別建物でも可。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷②に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑿　次の①及び②に掲げる条件を満たすものであること。

①　総合評価落札方式に係る「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」が、発注者の設定している標準案と同等以上であること。

②　工事全般の施工計画が適切であること。

⒀　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は山梨大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照。）。）

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

⒄　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の(ｲ)、(ﾛ)の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｲ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ﾛ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記３⑶①、②及び③の評価項目において評価点数の合計を加算点として、内容（技術提案を含む）に応じ、最高50点を与える。施工体制評価点は、下記３⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低いものに対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記３⑶①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記３⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　企業の技術力

(ｲ)　配置技術者の能力（ヒアリング）

②　企業の信頼性・社会性

(ｲ)　ワーク・ライフ・バランス等の推進

③　企業の高度な技術力

(ｲ)　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

(a)　総合的なコスト（ライフサイクルコスト）

(b)　性能等（機能・強度・耐久性等）

(ﾛ)　工事全般の施工計画

④　企業の施工体制

(ｲ)　品質確保の実効性

(ﾛ)　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒409―3898 山梨県中央市下河東1110　国立大学法人山梨大学施設・環境部施設企画課総務グループ　電話055―273―9316　ＦＡＸ055―273―6799

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成30年１月23日（火）から平成30年２月13日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

上記４⑴に同じ。

入札説明書の交付に当たっては無料とし、原則として本学ＨＰからダウンロードすること。

http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429（山梨大学ＨＰ→企業・研究者の方→入札情報）

また、図面の交付に当たっては、入札説明書に従って購入するものとする。